

## 板倉町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

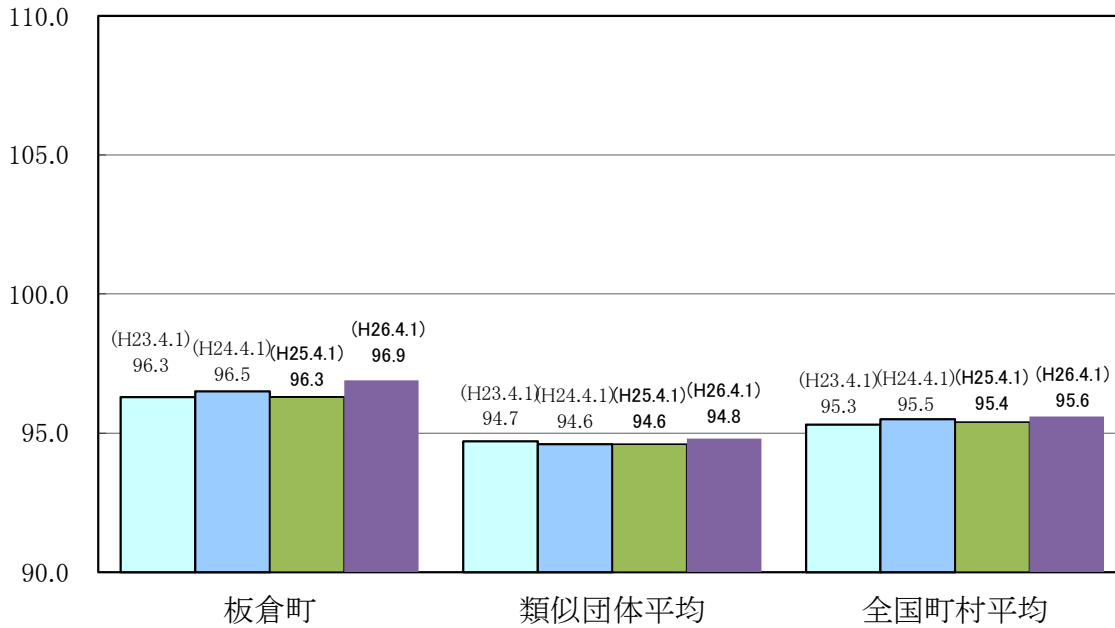
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 15,581	千円 5,438,681	千円 631,081	千円 964,230	% 17.7	% 19.2

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 128	千円 458,401	千円 71,374	千円 168,875	千円 698,650	千円 5,458	千円 5,519

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイルズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月	月	月	月	月	月 4.1

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

板倉町では、人事委員会を設置していないため、記載しない。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

群馬県人事委員会勧告において総合的見直しの実施を見送る方針が決定したため、県内市町村の実施状況等を総合的に検討した結果、当町における見直しの実施は、平成27年度当初は見送る方針を決定した。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準が0%であり、当町においては支給していない。

③その他の見直し内容

--

(6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
板倉町	40.7 歳	302,900 円	351,071 円	335,592 円
群馬県	43.5 歳	344,262 円	414,273 円	375,209 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.8 歳	313,913 円	358,085 円	339,175 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
板倉町	47.3 歳	3 人	268,500 円	311,466 円	288,033 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	営業用バス運転者	48 歳	320,000 円	—
うち用務員	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	用務員	54 歳	199,300 円	—
うちその他	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
群馬県	50.0 歳	122 人	334,513 円	369,253 円	356,877 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	48.4 歳	12 人	287,093 円	311,328 円	300,724 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
板倉町	—	—	—
うち自動車運転手	— 円	— 円	—
うち用務員	— 円	— 円	—
うちその他	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※3 該当職員が1名の場合、個人の特定を避けるため、公表しない。

#### ③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
板倉町	— 歳	— 円	— 円
群馬県	44.5 歳	382,068 円	423,985 円
類似団体	42.3 歳	296,986 円	319,323 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 該当職員が1名の場合、個人の特定を避けるため、公表しない。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		板倉町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	177,300 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	143,400 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	139,000 円	-
	中学卒	- 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

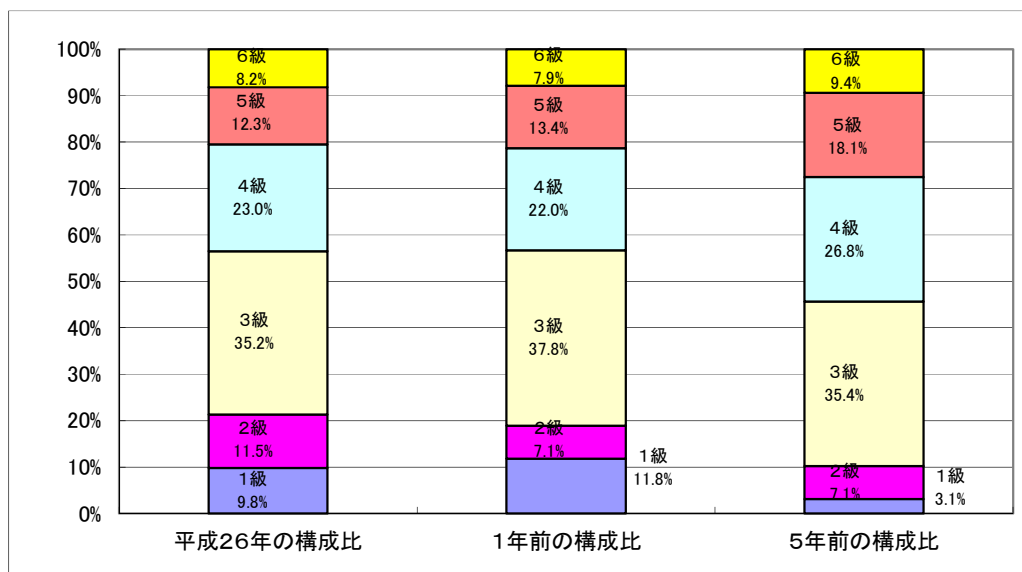
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,475 円	337,240 円	371,600 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	390,100 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長の職務	10 人	8.2 %	322,100 円	422,600 円
5 級	課長補佐の職務	15 人	12.3 %	290,700 円	400,600 円
4 級	係長または主査の職務	28 人	23.0 %	263,500 円	388,300 円
3 級	主任、技師の職務	43 人	35.2 %	224,600 円	354,700 円
2 級	主事、技師の職務	14 人	11.5 %	187,700 円	308,000 円
1 級	主事、主事補、技師、技師補の職務	12 人	9.8 %	137,600 円	244,900 円

- (注) 1 板倉町給与条に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 普通会計において人件費を予算計上される職員数である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

**(2) 昇給への勤務成績の反映状況**

人事評価制度を試行しているが、昇給への勤務成績の反映は行っていない。  
昇給への勤務成績の反映に向けて検討している段階である。

**4 職員の手当の状況**

**(1) 期末手当・勤勉手当**

板倉町		群馬県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,319 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,661 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%	

**【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)**

人事評価制度を試行しているが、昇給への勤務成績の反映は行っていない。  
昇給への勤務成績の反映に向けて検討している段階である。

**(2) 退職手当 (26年4月1日現在)**

板倉町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.03 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額 - 千円25,106 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

**(3) 地域手当**

**(26年4月1日現在)**

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %
地域手当補正後ラスパイレ指数 (ラスパイレ指数)		96.9	
		96.9	

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。  
(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	1,330 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	33 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	27.8 %			
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫作業手当	担当職員	感染症等防疫作業	0千円	日額1,000円
行旅死亡人取扱作業手当	担当職員	行旅死亡人の取扱作業	0千円	日額1,000円
災害応急作業等手当	担当職員	邑楽東部第1排水機場 での排水作業及び関係 河川等の巡回調査	1,330千円	平日 17:30～22:00及び 05:00～08:30 2,954円/h 22:00～05:00 3,545円/h 休日 05:00～22:00 3,190円/h 22:00～05:00 3,781円/h

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	10,704 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	131 千円
支給実績(24年度決算)	17,740 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	162 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数  
 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円他	同		12,446 千円	230,472 円
住居手当	【借家・借間の場合】 家賃が月額12,000円を超える場合、家賃の額に応じ月額27,000円を限度に支給	同		5,982 千円	239,260 円
通勤手当	【自動車等利用】 通勤距離に応じ支給 2kmから該当 (2,000円～24,500円) 【公共交通機関利用】 6か月定期などの価格 に応じ支給	同		5,075 千円	51,262 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給  ・勤務の態様に応じ、勤務1回につき2,100円または4,200円	同		277 千円	18,931 円
管理職手当	【課長級】 定額 62,300円 【課長補佐級】 定額 49,600円 【係長級】 定額 45,000円	異	職責により独自に手当額を設定	24,420 千円	610,496 円

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	556,500 円		(参考)類似団体における最高/最低額 812,000 円 / 556,500 円		
	副 町 長 (不在)	( 795,000 円 ) 514,400 円 ( 643,000 円 )		661,000 円 / 514,400 円		
報 酬	議 長	323,000 円		338,000 円 / 243,000 円		
	副 議 長	( 323,000 円 ) 245,000 円		261,000 円 / 209,000 円		
	議 員	( 245,000 円 ) 222,000 円 ( 222,000 円 )		241,000 円 / 183,300 円		
期 末 手 当	町 長	(25年度支給割合)				
	副 町 長	3.95		月分		
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	3.95		月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	556.5千円×在職年数×520/100		11,575,200 円	任期ごと	
		514.4千円×在職年数×300/100		6,172,800 円	任期ごと	
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
部 門		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	職員の退職欠員不補充 保育士等の退職欠員不補充 施設建設準備関係業務増
		総 務	34	33	▲ 1	
		税 務	13	13	0	
		民 生	24	21	▲ 3	
		衛 生	10	11	1	
		農 林	0	0	0	
		水 産	12	12	0	
		商 工	4	4	0	
		土 木	10	10	0	
		計	109	106	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.03 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 87.16 人)
	教育部門	21	21	0		
	消防部門	—	—			
	小 計	130	127	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.51 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 107.10 人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	3	3	0		
	下 水 道	3	3	0		
	其 他	10	10	0		
	小 計	16	16	0		
合 計		146	143	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.78 人	
		[ 180 ]	[ 180 ]			

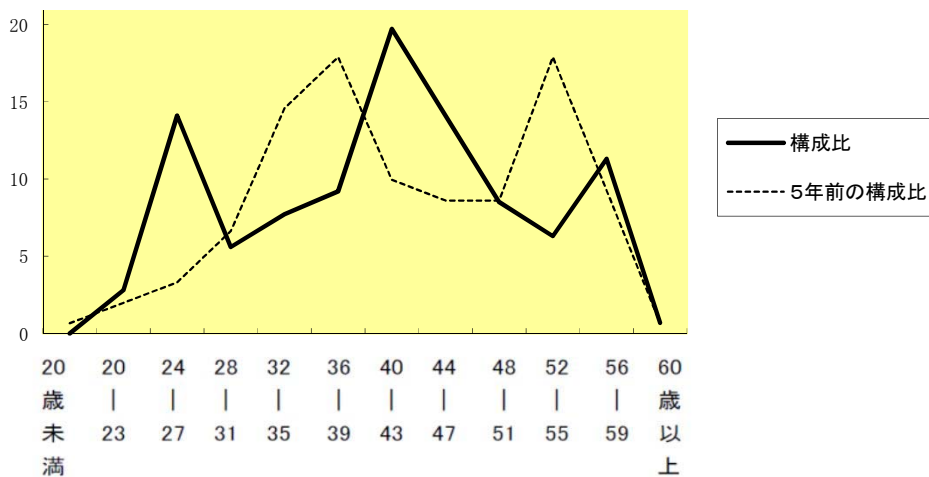
- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）

(例) %

25





区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	20人	8人	11人	13人	28人	20人	12人	9人	16人	1人	142人

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	110	112	111	111	109	106	▲4 (▲3.6%)
教育	24	23	23	22	21	21	▲3 (▲12.5%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	134	135	134	133	130	127	▲7 (▲5.2%)
公営企業等会計計	17	16	16	16	16	16	▲1 (▲5.9%)
総合計	151	151	150	149	146	143	▲8 (▲5.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) ○年度の総費用に占める職員給与費比率
25年度	千円 307,039	千円 652	千円 7,106	% 2.3	% 3.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
25年度	人 3	千円 8,550	千円 829	千円 3,123	千円 12,502	千円 4,167	千円 5,458

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項



② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
板倉町	34.3 歳	257,200 円	377,458 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

板 倉 町		板倉町（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,041 千円		1,319 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
( 1.45 )月分	( 0.65 )月分	( 1.45 )月分	( 0.65 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

板倉町			板倉町（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.03 月分	勤続20年	21.62 月分	27.03 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
(退職時特別昇給 なし )			(退職時特別昇給 なし )		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	25,106 千円

ウ 地域手当

（26年4月1日現在）

該当なし

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	324 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	108 千円
支給実績（24年度決算）	364 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	121 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円他	同		0 千円	0 円
住居手当	【借家・借間の場合】 家賃が月額12,000円を超える場合、家賃の額に応じ月額27,000円を限度に支給	同		324 千円	324,000 円
通勤手当	【自動車等利用】 通勤距離に応じ支給 2kmから該当 (2,000円～24,500円) 【公共交通機関利用】 6か月定期などの価格 に応じ支給	同		102 千円	51 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給  ・勤務の態様に応じ、勤務1回につき2,100円または4,200円	同		84 千円	21 円
管理職手当	【課長級】 定額 62,300円 【課長補佐級】 定額 49,600円 【係長級】 定額 45,000円	異	職責により 独自に手当 額を設定	0 千円	0 円